

3 農地の有効利用

(1) 農地利用の動向

平成19年の耕地面積は87万7,500haで減少傾向

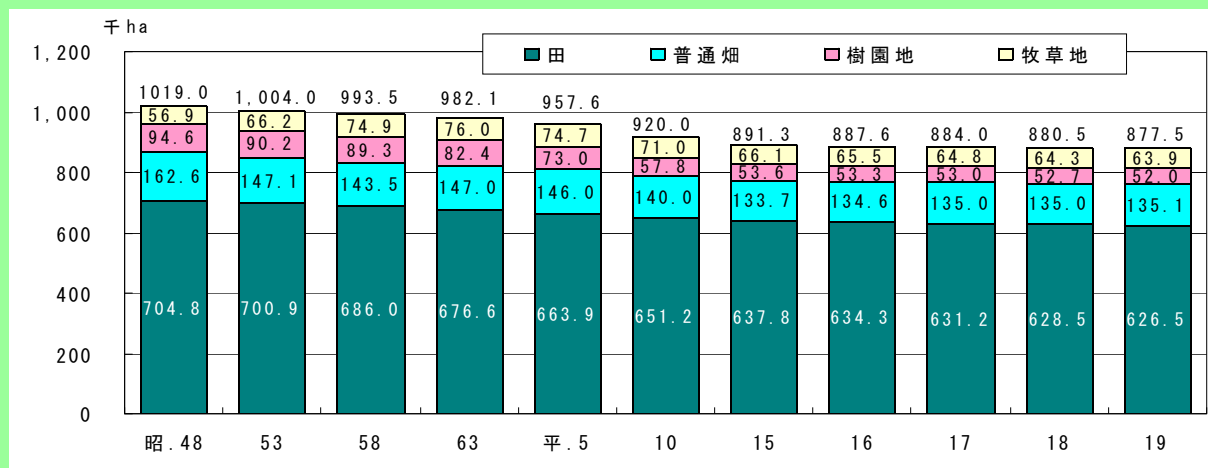
19年の東北の耕地面積は87万7,500haで、前年に比べ3千ha（0.3%）減少した（図Ⅱ-11）。

田畑別にみると、田は都市近郊を中心とした宅地や道路用地等への転用によるかい廃、畑への転換等により前年に比べ2千ha（0.3%）、畑は宅地等への転用や労働力不足等によるかい廃により前年に比べ900ha（0.4%）それぞれ減少している。

10年と比べると、耕地面積は4万2,500ha（4.6%）減少し、このうち田は2万4,700ha（3.8%）減少し、畑は耕作放棄を主とする牧草地及び樹園地の減少が主因となって1万7,800ha（6.6%）減少した。

図Ⅱ-11

耕地面積の推移（東北）



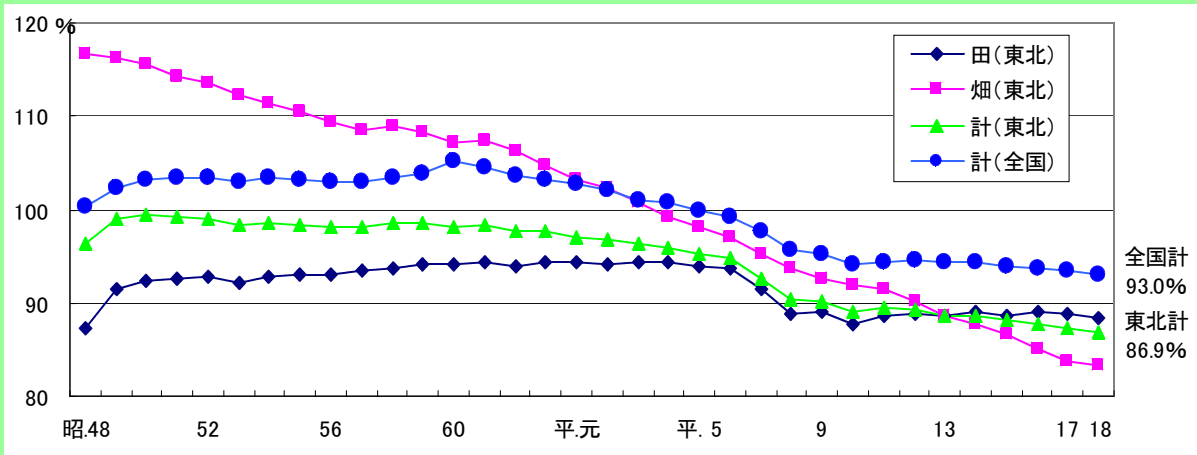
資料：農林水産省統計部「耕地及び作付面積統計」

耕地利用率は田・畑ともにわずかに低下

18年の耕地利用率（耕地面積に対する作付（栽培）延べ面積の割合）は86.9%で、前年に比べ0.5ポイント低下した。全国平均の耕地利用率と比べると6.1ポイント、都府県平均と比べると3.8ポイントそれぞれ下回っている（図Ⅱ-12）。

図Ⅱ-12

耕地利用率の推移



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

耕地利用率を田畑別にみると、田では豆類の作付面積が増加したものの、稲、飼肥料作物等の作付（栽培）面積が減少したことから耕地利用率は88.4%で前年を0.5ポイント下回った。

畑では、豆類、果樹、飼肥料作物等の作付（栽培）面積が減少したことから耕地利用率は83.4%で前年を0.4ポイント下回った（表Ⅱ-10）。

表Ⅱ-10

農作物作付（栽培）延べ面積及び耕地利用率（田畑計）

区分	耕地面積 (千ha)	農作物作付（栽培）延べ面積（千ha）									耕地利用率 (%)
		計	うち、 稲	麦類	豆類	野菜	果樹	工芸 農作物	飼肥料 作物		
田畑計	東北 平.17	884.0	772.9	442.9	10.3	37.9	73.3	53.5	6.5	127.5	87.4
	東北 18	880.5	765.5	439.9	9.6	38.9	72.6	53.1	6.4	124.0	86.9
	都府県 平.17	3,523.0	3,220.0	1,587.0	150.5	134.3	451.6	261.9	110.0	366.9	91.4
	都府県 18	3,506.0	3,181.0	1,573.0	149.3	134.2	446.0	258.5	108.3	355.5	90.7
田	東北 平.17	631.2	561.0	442.9	9.3	29.7	21.0	-	1.0	43.6	88.9
	東北 18	628.5	555.5	439.8	8.8	31.3	20.4	-	1.0	40.5	88.4
	都府県 平.17	2,328.0	2,165.0	1,582.0	140.7	103.5	138.5	-	7.5	140.8	93.0
	都府県 18	2,316.0	2,141.0	1,569.0	139.9	105.1	136.3	-	7.1	132.0	92.4
畑	東北 平.17	252.8	211.9	0.0	1.0	8.2	52.3	53.5	5.6	83.9	83.8
	東北 18	251.9	210.1	0.0	0.8	7.6	52.2	53.1	5.3	83.5	83.4
	都府県 平.17	1,195.0	1,054.0	4.7	9.8	30.8	313.1	261.9	102.5	226.0	88.2
	都府県 18	1,190.0	1,041.0	4.3	9.3	29.1	309.7	258.5	101.3	223.5	87.5

資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

(2) 農地の流動化の動向

平成18年は農業経営基盤強化促進法による利用権設定が増加

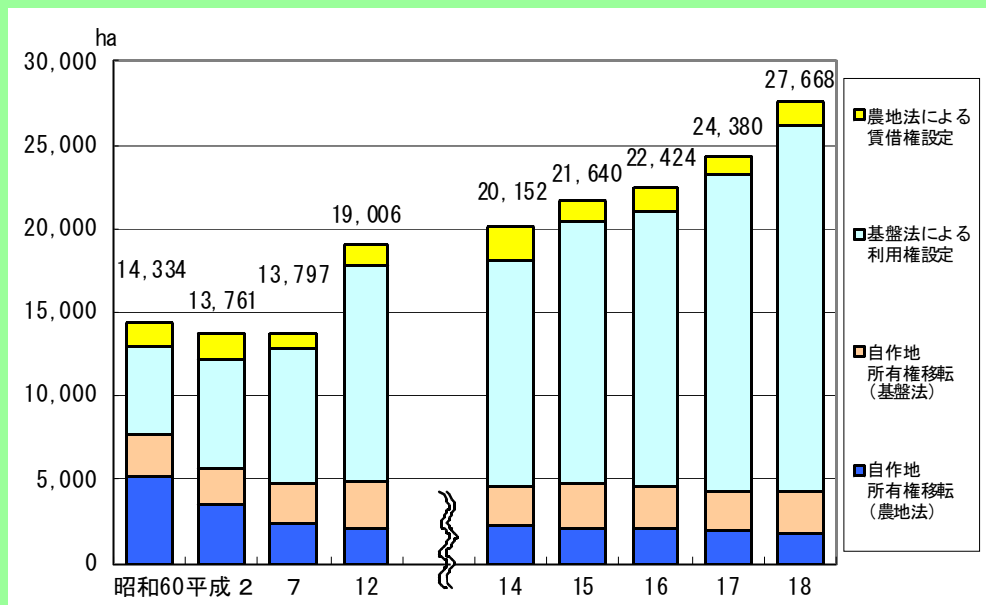
農業従事者の減少や高齢化が進展するなかで、東北農業が持続的な発展を図るためには、農業に主体的に取り組む効率的かつ安定的な農業経営が生産の相当部分を担う農業構造を確立することが必要になっている。このためには、担い手の育成・確保を図るとともに、担い手への農地利用集積を推進することが重要である。

18年の規模拡大につながる農地の権利移転面積（自作地有償所有権移転面積＋利用権設定面積＋賃借権設定面積）は、2万7,668haと前年比113.5%であった。

このうち、自作地有償所有権移転は1,833ha（前年比95.5%）で、農業経営基盤強化促進法（以下「基盤法」という。）による利用権設定が2万1,982ha（同116.0%）、農地法による賃借権の設定は1,475ha（同127.4%）であり、所有権の移転の割合が全体の15%、利用権等所有権以外の権利の設定が85%となっている（図Ⅱ-13）。

図Ⅱ-13

制度別農地の権利移動面積の推移（東北）



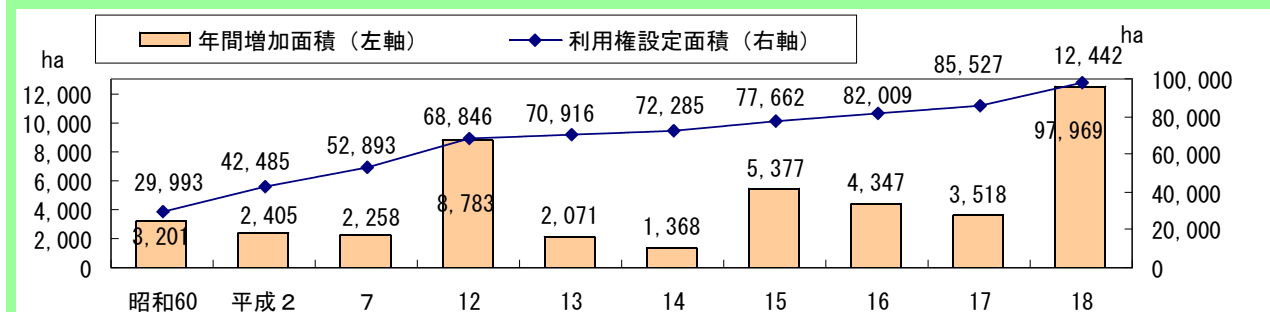
資料：農林水産省「農地の移動と転用」

売買による移動よりも貸借による移動が主流となっているのは、農地を購入しても対価に見合うだけの農業収入を確保しにくいこと、農地を資産として保有する意識が高いことなどによるものである。また、権利設定の中では、借り手の権利が優先される農地法による賃借よりも、不在地主でも農地を所有でき、貸付期間が終了すれば自動的に地主に農地が返還されるなど、貸し手の権利にも配慮した基盤法の利用権設定が大宗を占めている。

東北における基盤法による継続中の利用権設定面積は、19年3月末日現在で9万7,969haであり、前年に比べ1万2,442ha増加した（図Ⅱ-14）。

図Ⅱ-14

利用権設定面積及び年間増加面積の推移（東北）



資料：東北農政局調べ。

注：利用権設定面積は、11年度までは各年末現在、12年度以降は年度末現在である。このため、12年度は15か月の集計期間となっている。

これは、ほ場整備事業実施地区を中心に事業の実施を契機とした利用権設定がなされたことや新規の農業生産法人設立に伴う構成員から法人への利用権設定がなされたこと、高齢化・労働力不足等により経営規模を縮小する者から認定農業者や農業生産法人等への利用権設定がなされ、規模拡大が進展していることなどによる。

(3) 耕作放棄地の動向

耕作放棄地は増加

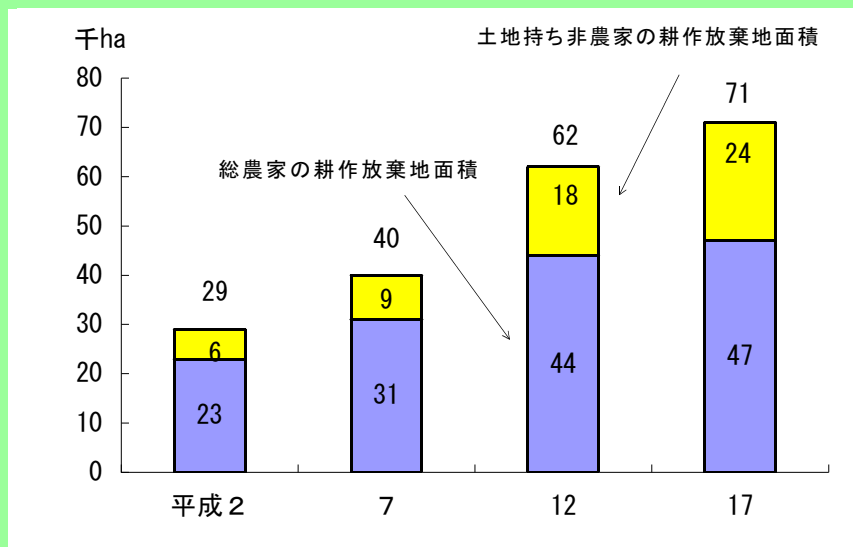
高齢化の進行による農業労働力の減少に加え、生産性の低さ、農地の受け手不足などに起因して、耕作条件の不利な農地を中心に耕作放棄地が拡大している。

なかでも、土地持ち非農家の耕作放棄地の増加が著しく、2年以降の増加率は約300%と総農家の増加率の3倍となっている（図Ⅱ-15）。

今後の耕作放棄地対策として、耕作放棄地の態様、地域の実情により解消方法を分類し、それぞれの分類に応じた対応策により計画的に解消することとしている。

図Ⅱ-15

耕作放棄地面積の推移（東北）



資料：農林水産省「農林業センサス」

事例

飼料用米の導入により農地の荒廃を防ぐ [秋田県・鹿角市]

鹿角市の農事組合法人「二本柳ファーム」(佐藤幸夫組合長、構成員52人)では、平成19年から養豚向けの飼料用米(品種めんこいな)6.2haの栽培を開始した。

これは、海外市場に依存している輸入穀物の高騰により、国内畜産農家が煽りを受けるなか、消費者や産地、飼料業者が一体となって飼料の自給率向上と資源循環型農業の確立を盛り上げていこうと、首都圏の生活協同連合会と豚肉の供給産地であるJAかつの、(有)ポークランドが協力した取組で、耕作放棄地の解消や水田への転作作物の奨励にもつながると期待されている。

同組合は、品目横断的経営安定対策に応じた集落営農組織として19年3月に設立した。同地域では、これまでも転作作物として野菜やえだまめを作付けしていたが、連作障害等により取組が進まなかったこともあり、従来の主食米と同様の栽培管理、労力で、水田を荒らさずに維持できる飼料用米の導入を決め取り組んだ。

収穫した米は、養豚会社であるポークランドで飼料に配合し、与え育てた豚の肉を同生協連合会が組合員に20年2月より販売していく予定である。

飼料用米の収量は10アール当たり約540kgで、豚2千~3千頭分の飼料を提供できた。

また、水田への転作作物として、飼料用米を作付けすることにより、畜産飼料の国内自給率の向上が図られるほか、従来どおりの労力での維持、管理が可能となることから、休耕田や耕作放棄地の解消につながると考えている

今後も、水田の維持、管理の観点からも飼料米等の栽培に取り組み、農家の所得向上を図りながら、地域農業の活性化につなげていきたい。



二本柳ファーム事務所

(4) 企業等の農業参入

建設業を中心に58法人が参入

農地の確保と有効利用を図るためには、意欲ある担い手への農地の利用集積を進めることが重要である。しかし、担い手不足や農家の高齢化が進むなか、担い手への農地の利用集積が困難な地域もあり、このような地域では農業経営基盤強化促進法に基づく特定法人貸付制度を活用した企業等からの農業参入への取組が進められている。

20年3月1日現在、東北地域では農業生産法人以外の58法人が農業参入している（全国では281法人が参入）。

今後は、農地の有効利用や地域農業の維持・発展に寄与するため、地域の実情を踏まえた参入区域の設定等、他産業からの農業参入へのさらなる促進を図ることが重要である。

事例

建設会社が農業生産法人を設立 [福島県・金山町]

三島町の佐久間建設工業株式会社は、公共事業の削減等により建設事業が大幅に縮小してきたことから、建設事業、公共事業に頼らない、地域資源など身近にあるものを活用した異業種への新たな事業展開を模索するなかで、低迷する地域経済、雇用環境を活性化するため農業分野へ進出することとした。



夏秋いちご

同社では、金山町に平成19年4月、農業生産法人「株式会社奥会津彩の里」を立ち上げ、夏秋いちごの栽培を開始した。17

年から農地の購入等具体化に向け準備を進め、金山町の遊休農地6haを購入した。また、導入作物については、農地が高地にあり夏季冷涼な気象条件にあることなどから、中小企業診断士等のアドバイスを受け、市場性、将来性がある、「夏秋いちご」を導入することとした。

同法人は、300坪の鉄骨ハウス2棟を建設し、1万6千本の夏秋いちごを植え付け8月上旬から集出荷業者を通じて、主に業務用として出荷をするとともに、近隣の菓子製造販売会社にも販売している。従業員は兼業農家であるものの、いちご栽培は初めてだったことから、先進地から農家等を招いて栽培方法を学ぶなど栽培技術の習得に努めてきた。また、遊休農地80アールを重機で復旧し、そばの栽培を行い、生産したそばを地元で販売した。

公共事業が大きく減少したため、建設会社は事業が縮小し、地域経済、雇用環境が低迷しているなかで、農業生産法人を設立したことにより、以前リストラした従業員を再雇用するとともに、新たに5名のパート雇用をしたことで地域経済の活性化につながればと期待している。